

第五回國會 衆議院 法務委員會 會議錄 第二十号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)

午後二時五十分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事金原 舜二君

理事高木 松吉君 理事梨木 次郎君

押谷 富三君 鹿野 彦吉君

田嶋 好文君 古島 義英君

牧野 寛策君 松本 弘君

眞鍋 勝君 猪俣 浩三君

上村 進君 大西 正男君

三木 武夫君 世耕 弘一君

出席國務大臣 植田 俊吉君

出席政府委員 法務政務次官 山口 好一君

法務事務官 木内 曾益君

檢察長官 村上 朝一君

(民事局長) 法務事務官 村上一君

委員外の出席者 法務事務官 関 之君

法務事務官 古橋浦四郎君

國家地方警察 中川 惇君

本部警務部長 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

五月十二日

戸籍事務費全額國庫負担に関する請願(小川平二君紹介)(第一六六四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

司法試験法案(内閣提出第一〇〇号)

第一類第五号 法務委員會會議錄 第二十号 昭和二十四年五月十三日

公証人法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)(予)

徳島縣における警察官の少年射殺事件等に関する件

○高木(松)委員長代理 これより會議を開きます。

ただいま委員長が司令部の方に行つておられますので、私が委員長を代理いたします。

この際お諮りいたしますが、農業資産相統制特例法案が農林委員会に付託されておりますが、本委員会にもきわめて関連が深いのでありまして、農林委員会と連合審査會を開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木(松)委員長代理 それではさう決定いたします。

○高木(松)委員長代理 次に公証人法等の一部を改正する法律案が本委員会に予備付託になつておりますので、これを議題としてこれより審査に入ります。まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。村上政府委員。

○村上(勲)政府委員 公証人法等の一部を改正する法律案は參議院先議でございまして、ただいま參議院の法務委員會で審議中でございますが、修正意見が參議院の方で出ておりますので、私からその參議院の修正意見を御紹介いたしますと存じます。

まず第十三條の改正であります。第十三條の後段におきまして、「多年法務ニ携ハリ公証人ノ職務ニ必要ナル

學識経験ヲ有スル者ニシテ公証人審査會ノ選考ヲ經タル者亦同シ」というものと、また「試験及実地修習ヲ經スシテ公証人ニ任セラレコトヲ得」といういわゆる選考任用の規定を原案に設けたのであります。これに對しまして參議院の修正意見といたしましては、少しこの後段の書き方はゆるやかに過ぎる。もう少し選考任用される者の資格を高めるような表現に改めた方がよろうという理由で十三條の後段を削りまして、十三條の二として一箇條を設けまして「法務總裁ハ當分ノ間多年法務ニ携ハリ前條ノ者ニ準シテ公証人ニ任スルコトヲ得」とし、また「試験及実地修習ヲ經スシテ公証人ニ任スルコトヲ得」とありまして、公証人が免職を願ひ出たとき、それから期間内に身元保証金またはその補充額を納めなかつたとき、公証人が身体または精神の衰弱によりその職務をすることあたわざるとき、こういう三つの場合があげられておまして、これらの場合におきましては、公証人審査會の議を経て職を免ずることができるといふことになつておるのであります。この第三号を第四号にしまして、新たに第三号として、公証人が年齢七十歳に達したときといふことを入れようという修正であります。これは現在公証人には停年の制度がございませんので、相当年齢の方が多いのでござい

ます。全國で満七十歳以上の人は二十三人もおります。そこで第十三條の改正によつて選考任用の道を開いたことに關連して、公証人の職務は權利を公

証するきわめて重要な職務であるから、その素質の低下を防ぐ方策を考へせねばならぬ。従つてはなほだしく老齡に達した人はその意思に反しても解職できるようにすることが適當であるといふことで、その修正が加えられたのであります。

その次は第二十八條であります。公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス」となつておりますが、「其ノ他確實ナル方法」といふだけではどの程度の証拠をもつて証明したらよいかわからない。そこで少くとも印鑑証明書

の提出に準ずる程度の確實なる方法といふことを現わしてはどうかといふことで「其ノ他確實ナル方法」といふ字句を「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」と修正したらよろうかといふ意見でありました。

次は三十六條の第六号であります。これはただいま申し上げました二十八條第三項と同じ字句がありまして、第六号に「印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ」とありますのを、印鑑証明書ヲ提出及其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」といふように關連して修正しようといふ御趣旨であります。

最後に第三十八條の第二項であります。原案におきましては、公正証書の挿入削除の場合に捺印すべき者は公証人だけといふことに公正証書作成の手

用の道を開いたのであります。そのう

いふことならば當分の間という制限を設けることが適當ではないかといふこと、それから「但シ第八條ニ規定スル場合ニ限ル」といふことを入れたのは、ある土地に公証人がいない場合、あるいはその公証人が事務をとることができない場合といふような異例な場合だけにこういう公証人を任用するといふように、きわめて限られた運用方針を法律ではつきりする方がよろうといふ御趣旨であつたのであります。

次の修正点は第十五條であります。が、「法務總裁ハ左ノ場合ニ於テ公証人ヲ免スルコトヲ得」とありまして、公証人が免職を願ひ出たとき、それから期間内に身元保証金またはその補充額を納めなかつたとき、公証人が身体または精神の衰弱によりその職務をすることあたわざるとき、こういう三つの場合があげられておまして、これらの場合におきましては、公証人審査會の議を経て職を免ずることができるといふことになつておるのであります。この第三号を第四号にしまして、新たに第三号として、公証人が年齢七十歳に達したときといふことを入れようという修正であります。これは現在公証人には停年の制度がございませんので、相当年齢の方が多いのでござい

ます。全國で満七十歳以上の人は二十三人もおります。そこで第十三條の改正によつて選考任用の道を開いたことに關連して、公証人の職務は權利を公

証するきわめて重要な職務であるから、その素質の低下を防ぐ方策を考へせねばならぬ。従つてはなほだしく老齡に達した人はその意思に反しても解職できるようにすることが適當であるといふことで、その修正が加えられたのであります。

その次は第二十八條であります。公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス」となつておりますが、「其ノ他確實ナル方法」といふだけではどの程度の証拠をもつて証明したらよいかわからない。そこで少くとも印鑑証明書

の提出に準ずる程度の確實なる方法といふことを現わしてはどうかといふことで「其ノ他確實ナル方法」といふ字句を「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」と修正したらよろうかといふ意見でありました。

次は三十六條の第六号であります。これはただいま申し上げました二十八條第三項と同じ字句がありまして、第六号に「印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ」とありますのを、印鑑証明書ヲ提出及其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」といふように關連して修正しようといふ御趣旨であります。

最後に第三十八條の第二項であります。原案におきましては、公正証書の挿入削除の場合に捺印すべき者は公証人だけといふことに公正証書作成の手

用の道を開いたのであります。そのう

いふことならば當分の間という制限を設けることが適當ではないかといふこと、それから「但シ第八條ニ規定スル場合ニ限ル」といふことを入れたのは、ある土地に公証人がいない場合、あるいはその公証人が事務をとることができない場合といふような異例な場合だけにこういう公証人を任用するといふように、きわめて限られた運用方針を法律ではつきりする方がよろうといふ御趣旨であつたのであります。

次の修正点は第十五條であります。が、「法務總裁ハ左ノ場合ニ於テ公証人ヲ免スルコトヲ得」とありまして、公証人が免職を願ひ出たとき、それから期間内に身元保証金またはその補充額を納めなかつたとき、公証人が身体または精神の衰弱によりその職務をすることあたわざるとき、こういう三つの場合があげられておまして、これらの場合におきましては、公証人審査會の議を経て職を免ずることができるといふことになつておるのであります。この第三号を第四号にしまして、新たに第三号として、公証人が年齢七十歳に達したときといふことを入れようという修正であります。これは現在公証人には停年の制度がございませんので、相当年齢の方が多いのでござい

ます。全國で満七十歳以上の人は二十三人もおります。そこで第十三條の改正によつて選考任用の道を開いたことに關連して、公証人の職務は權利を公

証するきわめて重要な職務であるから、その素質の低下を防ぐ方策を考へせねばならぬ。従つてはなほだしく老齡に達した人はその意思に反しても解職できるようにすることが適當であるといふことで、その修正が加えられたのであります。

その次は第二十八條であります。公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス」となつておりますが、「其ノ他確實ナル方法」といふだけではどの程度の証拠をもつて証明したらよいかわからない。そこで少くとも印鑑証明書

の提出に準ずる程度の確實なる方法といふことを現わしてはどうかといふことで「其ノ他確實ナル方法」といふ字句を「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」と修正したらよろうかといふ意見でありました。

次は三十六條の第六号であります。これはただいま申し上げました二十八條第三項と同じ字句がありまして、第六号に「印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ」とありますのを、印鑑証明書ヲ提出及其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」といふように關連して修正しようといふ御趣旨であります。

最後に第三十八條の第二項であります。原案におきましては、公正証書の挿入削除の場合に捺印すべき者は公証人だけといふことに公正証書作成の手

用の道を開いたのであります。そのう

いふことならば當分の間という制限を設けることが適當ではないかといふこと、それから「但シ第八條ニ規定スル場合ニ限ル」といふことを入れたのは、ある土地に公証人がいない場合、あるいはその公証人が事務をとることができない場合といふような異例な場合だけにこういう公証人を任用するといふように、きわめて限られた運用方針を法律ではつきりする方がよろうといふ御趣旨であつたのであります。

次の修正点は第十五條であります。が、「法務總裁ハ左ノ場合ニ於テ公証人ヲ免スルコトヲ得」とありまして、公証人が免職を願ひ出たとき、それから期間内に身元保証金またはその補充額を納めなかつたとき、公証人が身体または精神の衰弱によりその職務をすることあたわざるとき、こういう三つの場合があげられておまして、これらの場合におきましては、公証人審査會の議を経て職を免ずることができるといふことになつておるのであります。この第三号を第四号にしまして、新たに第三号として、公証人が年齢七十歳に達したときといふことを入れようという修正であります。これは現在公証人には停年の制度がございませんので、相当年齢の方が多いのでござい

ます。全國で満七十歳以上の人は二十三人もおります。そこで第十三條の改正によつて選考任用の道を開いたことに關連して、公証人の職務は權利を公

証するきわめて重要な職務であるから、その素質の低下を防ぐ方策を考へせねばならぬ。従つてはなほだしく老齡に達した人はその意思に反しても解職できるようにすることが適當であるといふことで、その修正が加えられたのであります。

その次は第二十八條であります。公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス」となつておりますが、「其ノ他確實ナル方法」といふだけではどの程度の証拠をもつて証明したらよいかわからない。そこで少くとも印鑑証明書

の提出に準ずる程度の確實なる方法といふことを現わしてはどうかといふことで「其ノ他確實ナル方法」といふ字句を「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」と修正したらよろうかといふ意見でありました。

次は三十六條の第六号であります。これはただいま申し上げました二十八條第三項と同じ字句がありまして、第六号に「印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ」とありますのを、印鑑証明書ヲ提出及其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」といふように關連して修正しようといふ御趣旨であります。

最後に第三十八條の第二項であります。原案におきましては、公正証書の挿入削除の場合に捺印すべき者は公証人だけといふことに公正証書作成の手

用の道を開いたのであります。そのう

いふことならば當分の間という制限を設けることが適當ではないかといふこと、それから「但シ第八條ニ規定スル場合ニ限ル」といふことを入れたのは、ある土地に公証人がいない場合、あるいはその公証人が事務をとることができない場合といふような異例な場合だけにこういう公証人を任用するといふように、きわめて限られた運用方針を法律ではつきりする方がよろうといふ御趣旨であつたのであります。

次の修正点は第十五條であります。が、「法務總裁ハ左ノ場合ニ於テ公証人ヲ免スルコトヲ得」とありまして、公証人が免職を願ひ出たとき、それから期間内に身元保証金またはその補充額を納めなかつたとき、公証人が身体または精神の衰弱によりその職務をすることあたわざるとき、こういう三つの場合があげられておまして、これらの場合におきましては、公証人審査會の議を経て職を免ずることができるといふことになつておるのであります。この第三号を第四号にしまして、新たに第三号として、公証人が年齢七十歳に達したときといふことを入れようという修正であります。これは現在公証人には停年の制度がございませんので、相当年齢の方が多いのでござい

ます。全國で満七十歳以上の人は二十三人もおります。そこで第十三條の改正によつて選考任用の道を開いたことに關連して、公証人の職務は權利を公

証するきわめて重要な職務であるから、その素質の低下を防ぐ方策を考へせねばならぬ。従つてはなほだしく老齡に達した人はその意思に反しても解職できるようにすることが適當であるといふことで、その修正が加えられたのであります。

その次は第二十八條であります。公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス」となつておりますが、「其ノ他確實ナル方法」といふだけではどの程度の証拠をもつて証明したらよいかわからない。そこで少くとも印鑑証明書

の提出に準ずる程度の確實なる方法といふことを現わしてはどうかといふことで「其ノ他確實ナル方法」といふ字句を「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」と修正したらよろうかといふ意見でありました。

続の簡易化をはかつておるのであります。公証人だけが挿入削除の印を押すというだけではやや不安であつて、公正証書の權威を保持するために十分である。従つて公証人自身のほかに囑託人、またはその代理人を加へたらどうかという理由で、現行法第三十八條の第二項「囑託人又ハ其ノ代理人及立会人」とあるのを「囑託人又ハ其ノ代理人」というふうに変更しようという御意見であつたのであります。

○高木(松)委員長代理 この問題はこの程度にして置いて、この際梨木委員から發言を求められておりますから、これを許します。梨木君。

○梨木委員 長野縣上高井郡須坂町に約三万坪の敷地を買収して刑務所を新設するという計画があるように聞いておりますが、そういう事実がありましたならば、その計画についての詳細を伺いたいと思ひます。

○古橋説明員 お答え申し上げます。長野市外の須坂町に元軍の委託工場であつた鑛物工場があるのであります。その敷地が約三万坪、建坪が約八千坪という施設があるのであります。かねて当局におきましては、過剰拘禁緩和の対策の一環といたしまして、各地におけるこのような遊休施設を入手して刑務所における過剰拘禁を緩和いたそうと考へておつたのであります。長野刑務所におきましても、その他の施設と同じように非常な過剰拘禁でございまして、同時にまたあの刑務所は市のきわめて繁華街にありまして、長野市内にも、あるいはその付近にも拡張の余地のない施設であつたために、市外に適當な施設を獲得する必要に迫られ

ておつたのであります。たま／＼この施設が出先の行刑關係者の努力によりまして、買収可能ということになりまして、これを買収いたしまして、刑務所の施設に充當する計画を立てました。昨年来そのための準備をいたしておりましたが、もちろんその地元に於ける刑務所設置に対する意向というものを重視いたしまして、所管刑務所におきましては須坂町の当局といろいろ話合つて準備を進めておるのであります。私どもの得ております報告によりますれば、その交渉はほぼ円満に進行しておるよう聞いておるのであります。半局といたしましては、これを買収して本年度からそこに建築工事を進めたいという考へを持つて、予算その他の措置を講じておる次第でございます。

○梨木委員 もちろん刑務所はどこかへつくらなければならぬとか、現在まで刑務所の建設にあたりまして、どこにもつくつてはいけぬというところは成立たないのであります。刑務所をつくるについては地元民とよく了解の上で建設すべきものと私は思つておるのであります。私の方の情報では、この須坂町当局とは事前には何らの話もなく、買収を決定したのちにおいて初めてそのことが発表せられた。そのために今町当局は地元民からいろいろたる非難を浴びて、もしこれが實際だとするならば、町当局者のリコールまで進展するといふふう聞いておるのであります。そこで私の伺いたいのうは、買収契約がすでに決定したのかどうか、その買収額は坪あたりいくらかあるかという点、この所有者はだれであるかという点をまずお伺ひいたしましたのであります。

○古橋説明員 お答え申し上げます。御質問の御趣旨はまことにごもつともでありまして、私たちも地元の關係民に對して十分御理解を得た上で刑務所を設置いたしたいと努力しておる次第でございます。この問題は昨年の夏ごろから話が進んでおるのでございまして、地元との交渉につきましては刑務所当局、あるいは檢察廳等、法務廳の出先機關におきまして、その点について特別の努力を拂つて來たのであります。私どもの受けております報告によりますと、その施設の一部に居住しておられます方が非常に困つて、これに對して不服があるといふことだけを承つておるのでございます。その点につきましては、もちろんむむのうにように納得していただいて、しかるべき移轉先を見つけてからこの買収をするつもりで、そのように事が運ぶように現地には連絡してあるのでございす。従ひまして、私どもが買収の契約をしてしまつてからすべてを發表したといふことは、何かの誤解だと思つておるのであります。御了承を願ひます。

○梨木委員 それでは今話を進めているのであつて、まだ買収契約は成立しておらないのでございましょうか。

○古橋説明員 言葉は濁すようではなはだ失礼でございますが、私の得ております報告では、ただいままでに契約は結ばれておりません。この契約は法務廳の會計課において扱つたのでありますから、おそらく現地でもそれまでの決定はまだできていないと思ひます。その点につきましては正確に調査をして御報告申し上げます。

○梨木委員 もう一度念を押しておきたいと思ふのですが、それでは町当局、町長その他の有力者は話を進めるとともに、現在の居住者にも移轉の問題について具体的に話を進めておるのであります。

○古橋説明員 法務廳の出先機關が、直接その住んでいる方々に對して立ちのきの話は進めておりませんが、町当局に話をしていたかどうかは願ひしておるのであります。

○梨木委員 それではその居住者は何名であつて、これらの人たちの立ちのきについてどういふような金銭的な用意があるかといふことを承りたいと思ひます。

○古橋説明員 何人ございましてか、その点はまだ私のところではわかつておりません。なお立ちのきの費用につきましても、その金額については私のところではわかつておりません。

○梨木委員 しかし立ちのきの人たちに對して、十分生活上の損失を補償する用意はしておられるのでございましょうか。

○古橋説明員 その点につきましては、町当局にお願ひしまして、町当局においてその方々に對して十分な補償をしていただくように話を進めておる次第でございます。

○猪俣委員 今國警本部から見えられたさうでありますから、昨日私が質問いたしました徳島市における少年の誤殺事件のことについて御報告を願ひたいと思ひます。

○中川説明員 昨日猪俣委員から御要求のありました徳島縣における警察官の拳銃使用事件に關連いたしましたので、私が所管の部長でございますので、私

から事情を御説明申し上げます。まず事實の概略を申し上げたいのであります。昨年の八月二十四日に徳島縣下の名西郡に四人組による強盜殺人事件が発生いたしました。この犯人二人を檢挙いたしましたのであります。首魁を檢挙いたしました。首魁は鎌田武則と申す二十九歳の男でございます。ところがこれが首魁であることが捕えられました二名の共犯の陳述によつて明らかになりましたので、これが指名手配をいたして捜査中であつたのであります。同人はさらに阪神方面におきまして、強盜殺人事件を二件犯しまして、兵庫縣からも徳島縣に對して、指名手配中のきわめて凶惡なる犯人であつたのであります。地元徳島縣におきましては、これが捜査に熱心に當つておつたのであります。さらに本年になりました、一月以降徳島市内外におきまして、衣類、現金等數十万円に及ぶ多額強盜事件、しかも集團強盜事件が、頻りに起つておりました。その片割れを引續いて檢挙いたしておりますうちに、これが鎌田を首魁とする地方の不良の徒黨でありまして、やはり鎌田が背後にありまして、これが指導をいたしておつたのであります。この檢挙者の言によりますと、鎌田は警察官の二、三人は殺傷しなければ、おれは逮捕されぬといふようなことを豪語しておる様子がわかつたのであります。二月になりました、徳島市内のそ

うした不良仲間と居を轉じて、ともに轉々として居を轉じておる地方の集團強盜事件の指導をしておることがわかりました。二月二十一日になりまして、徳島市内の鮎喰町と申すところにおることが内偵でわかつたの

から事情を御説明申し上げます。まず事實の概略を申し上げたいのであります。昨年の八月二十四日に徳島縣下の名西郡に四人組による強盜殺人事件が発生いたしました。この犯人二人を檢挙いたしましたのであります。首魁を檢挙いたしました。首魁は鎌田武則と申す二十九歳の男でございます。ところがこれが首魁であることが捕えられました二名の共犯の陳述によつて明らかになりましたので、これが指名手配をいたして捜査中であつたのであります。同人はさらに阪神方面におきまして、強盜殺人事件を二件犯しまして、兵庫縣からも徳島縣に對して、指名手配中のきわめて凶惡なる犯人であつたのであります。地元徳島縣におきましては、これが捜査に熱心に當つておつたのであります。さらに本年になりました、一月以降徳島市内外におきまして、衣類、現金等數十万円に及ぶ多額強盜事件、しかも集團強盜事件が、頻りに起つておりました。その片割れを引續いて檢挙いたしておりますうちに、これが鎌田を首魁とする地方の不良の徒黨でありまして、やはり鎌田が背後にありまして、これが指導をいたしておつたのであります。この檢挙者の言によりますと、鎌田は警察官の二、三人は殺傷しなければ、おれは逮捕されぬといふようなことを豪語しておる様子がわかつたのであります。二月になりました、徳島市内のそ

うした不良仲間と居を轉じて、ともに轉々として居を轉じておる地方の集團強盜事件の指導をしておることがわかりました。二月二十一日になりまして、徳島市内の鮎喰町と申すところにおることが内偵でわかつたの

から事情を御説明申し上げます。まず事實の概略を申し上げたいのであります。昨年の八月二十四日に徳島縣下の名西郡に四人組による強盜殺人事件が発生いたしました。この犯人二人を檢挙いたしましたのであります。首魁を檢挙いたしました。首魁は鎌田武則と申す二十九歳の男でございます。ところがこれが首魁であることが捕えられました二名の共犯の陳述によつて明らかになりましたので、これが指名手配をいたして捜査中であつたのであります。同人はさらに阪神方面におきまして、強盜殺人事件を二件犯しまして、兵庫縣からも徳島縣に對して、指名手配中のきわめて凶惡なる犯人であつたのであります。地元徳島縣におきましては、これが捜査に熱心に當つておつたのであります。さらに本年になりました、一月以降徳島市内外におきまして、衣類、現金等數十万円に及ぶ多額強盜事件、しかも集團強盜事件が、頻りに起つておりました。その片割れを引續いて檢挙いたしておりますうちに、これが鎌田を首魁とする地方の不良の徒黨でありまして、やはり鎌田が背後にありまして、これが指導をいたしておつたのであります。この檢挙者の言によりますと、鎌田は警察官の二、三人は殺傷しなければ、おれは逮捕されぬといふようなことを豪語しておる様子がわかつたのであります。二月になりました、徳島市内のそ

うした不良仲間と居を轉じて、ともに轉々として居を轉じておる地方の集團強盜事件の指導をしておることがわかりました。二月二十一日になりまして、徳島市内の鮎喰町と申すところにおることが内偵でわかつたの

から事情を御説明申し上げます。まず事實の概略を申し上げたいのであります。昨年の八月二十四日に徳島縣下の名西郡に四人組による強盜殺人事件が発生いたしました。この犯人二人を檢挙いたしましたのであります。首魁を檢挙いたしました。首魁は鎌田武則と申す二十九歳の男でございます。ところがこれが首魁であることが捕えられました二名の共犯の陳述によつて明らかになりましたので、これが指名手配をいたして捜査中であつたのであります。同人はさらに阪神方面におきまして、強盜殺人事件を二件犯しまして、兵庫縣からも徳島縣に對して、指名手配中のきわめて凶惡なる犯人であつたのであります。地元徳島縣におきましては、これが捜査に熱心に當つておつたのであります。さらに本年になりました、一月以降徳島市内外におきまして、衣類、現金等數十万円に及ぶ多額強盜事件、しかも集團強盜事件が、頻りに起つておりました。その片割れを引續いて檢挙いたしておりますうちに、これが鎌田を首魁とする地方の不良の徒黨でありまして、やはり鎌田が背後にありまして、これが指導をいたしておつたのであります。この檢挙者の言によりますと、鎌田は警察官の二、三人は殺傷しなければ、おれは逮捕されぬといふようなことを豪語しておる様子がわかつたのであります。二月になりました、徳島市内のそ

であります。他の一緒におります仲間
の連中もわかりましたので、それらに
対して逮捕状を請求いたしました。こ
れが逮捕の準備を進めたのでありま
す。二月二十二日の朝午前五時三十
分、この事件はもとく地区警察署の
管内で起きた事件であります。そこ
ら、同地を管轄いたしておりますこ
の國警の勝名地区警察署におきまし
て、これが検挙をいたすことになりま
した。警部補以下十六名を三班に編成
いたしました。逮捕に臨んだのであり
ます。ところがあてにいたしてありま
した三箇所を捜査いたしました。い
ずれも該当の人物を発見いたしまし
た。ところがそこにおりました婦女子
の言によりまして、彼らが昨晩から北
島田町の小西という家に賭博に行つて
おりました。まだ帰つて来ないとい
う供述を聞きまして、警察官はた
だちに七名でもつて検挙班を編成いた
しまして、小西という家へ逮捕に向つた
のであります。この際鎌田その他二、
三の仲間がおることが予想されたので
あります。これらはいずれも拳銃に
首等を所持いたしておるおそれが十分
あるのであります。それに対して十分
警戒いたしますように指導をいたしま
して、小西家におもむいたのでありま
す。小西家に参りまして、表口、裏口
に警察官を配置いたしまして、生原と
いう司法主任の警部補が玄関口に参り
まして、戸をたたきまして「お早うご
さいます」と二回ばかり声をかけます
と、裏口からやにわに外をむけて突
走いたしました者があります。裏口に配
備になつておりました大橋と申します
事約三十メートルばかり追跡いたし
たのであります。川が流

れておりますが、その堤防のかたわら
の人家の密集地区に入ろうとするの
で、五十メートルばかり離れたところ
から「逃げるな、撃つぞ」と三、四回呼
びつけて拳銃を一発放したのでありま
す。これは威嚇の目的をもちまして、空に
向けて発射したのであります。ところが
この突走者はさらに足を急めまして、
どん／＼走つて参りました。そのとき
にその突走したしりから早見と申しま
す巡査が追跡を始めたのであります
が、四、五十メートル離れた背後から
「待て、逃げるな、撃つぞ」と三、四回連
呼びました。しかしながらなおも
突走いたしますので、これに對しまし
て、威嚇の射撃を二発いたしましたので
あります。第二弾が不幸背部から命中
いたしました。そこへ倒れまして、約十
分後には死亡いたしましたのであります。
それが事実であります。ところがこの
被害者は警察が逮捕の目的にいたして
おりました鎌田ではなくて、樋口進と
申す十八歳の少年であつたのでありま
す。その少年がいかなる少年であつた
かということは、事件とは関係のない
別個の事実でございますが、その少年
は十四歳ごろからは不良化した
しまして、昨年も自動車窃盗その他
をもちまして、起訴猶予二回に処せら
れて、その後も性行悪化したしま
して、両親からは勘当され、窃盗の嫌
疑を受けて、家にもおれないで逃げま
わつておるという状況の少年であつた
のであります。従ひまして警察官が現
われまして、裏口から突走した、
その後警察官の追跡に對しまして懸命
に突走をいたしましたのも、もつともあ
ると思はれます。

事実はいまだに申し述べた通りであ
ります。これに對しまして、何分に
も警察官が拳銃を発射しまして、相手
方を死亡に至らしたたのでございま
す。から、当然事実を嚴重に調査いたさな
ければならぬのでございします。そこ
でただちに檢察廳におかれましてこれ
を調査せられました。被害者が鎌田で
ありますならば、鎌田はきわめて凶悪
なる犯人であり、指名手配中の者であ
つて、逮捕状を持つて執行に参つたの
でありますから、警察官等職務執行法
第七條の規定によりまして、これに對
して拳銃を使用いたしましたも全然問
題がないと言ひ得るのであります。が、
遺憾ながら射殺いたしましたのは鎌田
ではなく、少年樋口でありましたの
で、ここに何と申しましてあやまつ
て人を撃つたという過失は、業務上の
行爲でありまして過失として考えら
れるのであります。しかればこの過失
がいかなる程度の過失であるかとい
うことは、おそらく檢察當局におかれ
まして問題に相なつたことと存するの
であります。重大な過失である、あ
るいは過失としては比較的輕い、むし
ろだれでもこういう場合には被害者を
鎌田と思ひ違へるのは當然であるとい
う程度の過失であるといふことが問題
になる点であると存するのであります。
その結果檢察當局におかれましては、
高檢等の指揮も仰がれまして、結
局不起訴処分におかれたのでありま
す。その事由は私どもとして承知いた
さないものであります。前後の事情か
ら私どもも考察いたしますならば、警察
側としましては、長い内偵の結果鎌田
の所在をようやくつきとめまして、当
日になりまして、指名手配の凶悪犯人
を今こ捕えるのだといふことで用意

してかかりました。そうして周囲の者
に聞きまして、いよ／＼ここにおると
いふことを確認いたしました。乗り込ん
だのであります。でありますからいよ
いよきようは鎌田を検挙するのだとい
う氣持、いよ／＼つきとめて、きよう
は逮捕するのだという氣持を全員が持
つておつたことは十分察せられるので
あります。
それからその事件がありましたのは
六時十六分であります。當時の日出時
間が五時十五分でありましたから、ま
だ十分明るくない。しかしてこの早見
巡査と被害者の距離は五、六十メー
トルあつたのであります。またこの
樋口の服装がいよ／＼不良仲間風の風
体であつたのでありますから、早見巡査
がこの突走者を鎌田なりと認めました
ことについてはむしろ當然と申しま
す。か、あやまつて認めたことについて、
早見巡査に重大なる過失があつたとい
ふ檢察廳で認められない。その結果とし
てこれを不起訴処分におかれたと信
ずるのであります。國警といつたしま
しても、檢察廳において不起訴処分にお
せられたので、同様の所見のもと
に、この責任につきましては行政上
の処分を行わないことになつたので
あります。以上が経過であります。

○猶保委員 凶悪犯人を捕える警察官
が非常に緊張しておつた。それはま
ことにもつともなことである。しかし
うもわれ／＼が輿論を聞いてふに落ち
ないのは、その凶悪犯人は二十八歳の
非常に長身の大男である。またこの射
殺された少年は十八歳のしか普通通人
よりは小男で、五尺そこ／＼であるとい
ふ点、年齢から身長のごあいから、
もう明け方間もないことでありまし
て、決してまづ暗やみではないはずで
ある。しかもあなたの報告は五、六十
メートルだといふのですが、これは地
形を調査すればわかることだが、さ
うな距離はない。十五メートルないし
二十メートルぐらいであつた。これは
當時見ていた人が証言しておること
である。なおここに見取図がありま
す。前と／＼のうらははさんでしまつ
た。だからそんなものを生取りにする
ことはわけのないことであつた。しか
もシャツ一枚で飛び出しているの
から、何も持つておらないことは明
らかに認識されておるわけでありま
す。それをねらい撃ちに背部から撃
つてしまつたといふことが、悪意でな
いことは十分わかるのであります。こ
れがまた凶悪犯人であるならばやむ
を得ない場合もありましようが、この警
察官に何らの失策がないという御認定
に對しては、輿論も承知せず、われ
れもどうも納得できないのでありま
す。この明け方であるといふこと、し
かも場所が東西からはさまれてしま
つて他に逃げる場所がなかつたのみな
らず、シャツ一枚で逃げ出した少年であ
つて凶器のないことは明らかにわか
る。二十九歳の犬男と十八歳の小男は
いかに薄明りの朝であるからといつて
わからぬ道理がない。それに対して発
射した。しかもこれは十五メートルな
いし二十メートルしか離れておらな
かつたことは明らかな事実であります。
東西からはさんでおきながらなおかつ
これを撃たなければならぬ必要がどこ
にあつたか。要するに人命尊重の觀念
が乏しくて、ただその功にあつた。
悪意はないにしても、はなはだそこ
に警察官としては慎重を欠いた点があ

る。七人で囲んでおるので他に逃げ込む場所がない。道路上ではさんでしまつた以上手取りにできるはずである。なお手取りにできないにしても、もう少し近づいて確かめられる余地があるはずである。普通人であるならばかならず見わけがついたはずである。年齢からいっても、からだのぐあいからいっても、服装のかつこうからいっても、これを射殺しなければならなかつたことにはないはずである。そこに私どもは十分なる過失があると考えられるのであつて、それを過失なしとして檢察廳が取扱われたということは地元の輿論を刺激しておる。私どもは國警本部なり檢察廳がこの職務上やつた行動者に対して、寛大な態度をとるといふ心情も了解できるのでありますけれども、よりこの人命の尊重ということを頭においていたのだいて、この射殺者に対しては適當な処分をすることがかえつて警察官等職務執行法第七條を存置する理由になるのであつて、七條を規定します際にも、さういふ諸点について非常な異論があつたのであります。これは皆様御承知の通りであります。従つて武器を持たせると濫用にわたりはしないかといふことを非常に心配した。しかるに当時の國警本部長その他極力さういふことはいない、十分な訓練をしておるし、訓練もしてあるから、武器を持たしたからといつて濫用になるようなことはないといふことを口をきわめて説明されたがために、これが通過したのであります。これは非常に難航であつたことは御承知の通りであります。が、われ／＼が心配したような事態がここに發生した。これも人間がすることでありまうから、なか／＼本

部長が訓戒した、あるいは訓戒しても万事その通り実施せられないかもしれませんが、あやまつて事を起した者に對しては、信賞必罰を明らかにすること、この法の成立に際しまして、當局が説明しましたことを裏書きすることになるにかかわらず、どう考えまして、私はここに過失があると思ふのです。この責任を少しも追求しないといふことに対しては不満があるのであります。これがまた地元の輿論の不満である。しかしこれをあなた方と今議論してもしかながなないし、この責任については私は檢察廳にあると思ひますから、法務總裁にもお尋ねしたいと思ふ。檢察局がこれを取上げなかつた。それで自由人權擁護協會が新たに告訴したのであります。父親、母親の代理人として詳細な告訴状が出ておるのであります。今後かようなことに対しては十二分なる戒告をやつていただきた、誤つた場合には決して部内の者だからといつて寛大にせず将来かような不祥事の起らぬために、十二分なる注意をする意味において、私はある程度処分した方が適切ではないかと考えられるのであります。今あなたと議論してもしかたがないのであります。が、私は遺憾の意を表する。なお人命の尊重について警察官に欠くところがあるのではないかと。今後の教養についてもこの民主時代の今日におきまして、基本的人權の最大なるものの一つである人命につきましては、十二分なる訓練をしていただきたい。射殺した後の取扱いはなほだ付近のこれを見つておつた者をしてまゆをひそめしめるような行動をしておつた。といふのは血だらけになつておるその少年を、ま

るでぶらんこのように片手、片足を三人か四人の警察官が持つて引きずつたやうであります。そしてトラックの中へ掛しとともにはうり上げた。そのときには即死しておつたのであります。さういふ取扱いは残酷きまるものではなかつたと思ふのであります。さうして少年がとまつた所のおばさんが狂氣のごとく泣き叫んでおるのにかかわらず、うるさい、そばに寄るなと言つて突き飛ばした。なお付近の人の言つておるには、甲の巡査はやつたな、乙の人は早まつたのではないかと。いふと、まあしかたがないといふことで、まるで大やねこを屠殺したやうなかつたやうであつたといふことが付近の人の供述になつておる。かようなことが結局警察官が人命の尊重をおろそかにするためにかような誤殺も起るのであるし、誤殺した結果に對し、すでにあやまつて殺した者に対して、非常に悔恨の情と悔愧の情を表わして、他に伏して謝さねばならぬ立場の者がさういふ取扱ひをやつた。これに對してはいかに地元の者が檢察局へ陳情に行きましても、全然取合はないでこれを不起訴処分にしてしまふ。まつたく人命がここに犠牲に供せられてしまつて、その取扱ひ方が乱暴きわるものと思ふのであります。かような取扱ひぶりにつきまして、それ／＼責任者に対して、國警本部としても十二分なる調査とその訓戒をしなければならぬと思ふのであります。さういふ取扱ひの問題について調査なされたことがあるか、またそれについても何ら付近の人に對して残酷な感じを興えるやうな取扱ひをしないといふのであるか、その誤殺した後の取扱ひ方についてお尋ね

いたします。
○中川説明員 たいだいまの猪俣委員の御意見はきわめてごもつともなことでありと存じまして、拜聴いたしました次第であります。事実に関しましては、私が申し述べました点と猪俣委員の仰せられました点とは離隔いたしておる点がございまして、私といたしましては、これ以上の資料をただいま持つておりません。
次に死体の取扱ひについて、その場の警察官の取扱ひがきわめて非人道的であつたことを御指摘になつたのであります。私同つておりまして、ほとんど信じられないことでございまして、もしそのやうなことが事実ありましたならば、まことに遺憾に存する次第であります。私といたしましては、國家地方警察官並びに自治警察官の教養、指導につきまして、責任をもつております。ただいまお申し述べのごとく人命尊重、なかつく人命尊重の点については、十二分に今後注意いたしたいと思ひます。
○猪俣委員 今の問題について、檢察官がお見えになつておりますので、檢察廳の御意見も伺いたいと思ひます。

○内政府委員 御質問の事件につきましては、私どもの方にはただその事件の処理につきまして、簡単な報告が來ておるだけで、結局結論はこの行爲は犯罪にあらず、すなわち正当行爲と認定したという理由で不起訴処分にしたといふだけの報告しか参つておらぬのであります。この事件につきましては、その後人權擁護局の方で御調査になられましたので、人權擁護局の關係の方から御説明申し上げたいと思ひます。
○關説明員 この事件につきましては、人權擁護局の方でも人權擁護協會の方から照会がございまして、本局の立場としてただちに調査をする必要があると思ひまして、調査員を派遣いたしました。とりあえず一應の調査をして今朝もどつて参りました。その結果を一應とりまとめてここに御報告申し上げることにいたします。
調査員の報告を聞きまして検討した結論から申し上げますならば、警察官に殺意は認めることはできなかつたと思ふのであります。問題は武器の使用に過失があつたかどうか、この点につきましては、なるほど檢察廳の処置は罪とならずとあつて、不起訴処分になつておりますが、人權擁護局としては多分にその点に疑問を持つておるわけでありまして、それは從來の武器使用の警察一般における取扱例など、いろいろな事例がありまして、それなどの関連において、さらに詳細に検討してみたいと思つておるのであります。ただちにここに過失なしといふやうにも断定いたしかねる、また罪となるといふやうにも断定いたしかねる。何らかそこに疑問がありますので、從來の各種の取扱例などを調査しまして、どこに過失があつたか、過失があつたと認めるべきかといふ点について検討いたしたいと考えておる次第であります。何分にもけさ参りました報告を聞いたのでありますから、問題はきわめてデリケートでございまして、それ以上責任ある言明はいたしかねる次第でございまして、その点をまず御了承願ひたいのであります。

なお事実関係でございますが、これまただいたいの筋のところは國警の方から報告のあつた通りかと思ひます。要するに鎌田という凶悪な犯人、そのほかなお四名の犯罪被疑者に対する数通の逮捕状を持つて、その執行のために警察官が、聞くところによると水杯までして出たそうでありまして、かなり覚悟をして、しかも早朝五時に集合してそこに至つたという次第でありまして、警察官としてもそこに多分の身に危険を感じていた。つまり凶悪犯人を檢査するといふはつきりした自覚を持つて捜査に出たことは疑い得ないと思ひます。そうしてその目的とする被疑者がそこにおるのであるといつて、当該の家に行つた。ところがばた／＼と逃げ出した。逃げ出したといふのは警察官に聞いてもそう言ひますし、被害者の叔母がおりますが、叔母と話し、たゞ、その少年がばた／＼と逃げ出した。この点だけ推定できる点だらうと思ひます。そこでなぜ逃げ出したかといふ点でございますが、実はこの少年も幾分不良性を帯びておりまして、前には窃盗などの罪を犯して逮捕せられ、あるいは少年院にも送られたといふ経歴のある者なのであります。どういふわけで逃げたか、死者に口なしで今は追究できないのであります。とにかく若干身にうしろ暗いものを持つていた。その關係からあるいは警察官が来たから逃げたのか、あるいは他に何かの關係で逃げたのかわかりませんが、とにかく来たと同時に逃げ出したといふことは、動かしがたい事実だつたと考えられるのであります。それで追跡して行つたのであります。そこで私は追ひ詰めて行つて、たまを撃

つた距離と暗さと小雨が降つていたといふ三つのが考えられるのであります。距離の点については私も重要な問題と思ひ、いろいろ調査いたしましたが、大体十間内外といふふうに認定せざるを得ない。だからたまが當つたと考えられるのであります。もちろんこれにつきましてただ一点だけ疑いと思はれるのは、十間内外の所で撃つたまでばかり倒れたといふことになるのであります。それが疑いを持つたせるのは、從來ピストルで撃つた例から申しますと、なか／＼一発くらいでは倒れない。中には数町逃げて倒れたといふ例があります。そこで一発撃つて倒れたのか、数発撃つて倒れたのかといふところに深い疑いがある。またほんとうに事実が確定されてないといふように言われておるのであります。すが、そうしますと大体のところは、十間内外のところで撃つたたまが當つたものであらうと思ひます。そうかといつてそれが疑いなしといふように断定したいのであります。そうするとその前に撃つたたまといふことが考えられるのであります。そこ一つに疑いがあるわけでありまして、まず距離と暗さの点であります。その点も十分に調べて来るようにと申しておきまして、大体今國警の方が言われたように、午前六時十五分前後のことでありましたので、日が出たか出ないかの境目でありまして、小雨がしよほしよ降つていたといふのが事実であります。そうするといくら暗いといふことも考えられるのであります。もうして鎌田という逮捕状の被疑者がそれだけの身長で、被害者がきわめて小さかつたといふこともその通りと思ひ

のであります。さて大筋のところは、ただいま國警の方の御報告を聞いたところと、私どもの調査員の調べた結果は大体は一致しておるのであります。それから次に死後の処置の問題であります。この点も猪俣委員のお話のごときも何つておりましたので、よく調べて来るようにといふことを申しておきました。三人の巡査がかかえて来た。そして死体には手をささえないで、お互いに頭を持つたり足をを持つたりしたような状態だそうでありまして、それをトラックへ放り込んだといふようなことは、どうも今までの調査ではそれまではしなかつたといふふうな思はれるのであります。さてかような経過でありまして、私ども局の大体の考え方としては、今申し上げたように、從來の警察官一般の筆銃の取扱例から見ても、さらに人命尊重から見てどうか、それは人権擁護の立場から見ても、よくもつもの点であります。まことに同感を禁じ得ない点であります。人命尊重の立場から見てどうかといふことに對しても、深い疑いを持つておるのであります。しかし実は今申しましたような取扱例その他の面ときわめて深い關係がありまして、それらの点をよく調査いたしまして、最後の結論を出したい。こゝういふふうな考えをおるわけでありまして、

○木内府委員 前からさうにお答えをいたしておきます。先ほども申しました通り、私どもの方へは先ほど申しました通りの報告でありまして、人権擁護局の御調査になつた点を承つております。あるいは私どもの方ももう一度調査する必要があるのではないかと考えますので、さらに檢察廳に命じてまして調査いたしました。その上で檢務關係の方としてのお答えをいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 今檢察廳側の御報告で、私どもその調査を待つよりしかたがないのですが、参考までに申し上げたことは、実はずつと古いことであります。すけれども、自動車の運轉手が赤ん坊をひき殺したといふ過失殺人罪でもつて起訴された事件がありました。私はその弁護人として弁護をやつたのです。裁判長といふ／＼話してゐるうちに、これはまつた多くの過失でありまして、大きな自動車でありましたので、運轉手の視野の届かない輪の前側にちよこちよこと赤ん坊が飛び出して来たのであります。まことに運轉手には氣の毒であつた。裁判長もその点を十分認めたけれども、とにかく過失があつたにしろなかつたにしろ、一命を落しておる。これに對して何らの過失がないといふのはどうであらうといふ裁判長の話で、なるほどなと私は思ひました。そうして罰金刑が何かに処せられたのであります。私はやはりこの態度が必要じやないかと思ひます。そこでこれは結局檢察廳として起訴されて、裁判の結果無罪になればつてつこうなことであります。すけれども、これをそのまま檢察廳で不起訴処分にしてしまふといふことは、檢察官及び警察官の地位の向上のためにも私は惜しむことだと思ひます。とにか十八まで育つた人間が射殺された。しかもそれを付近の人が見ておつたといふ事情のもとに行われたのであります。大体そこに犯人がおると認めたとありますが、今から考えれば過失であつたのであります。この少年は前に何

か巡査にいじめられたことがあるので、何かいたずらすると、おまわりに引渡すぞといつて家の者からしかられておつた。そうして非常におびえていたそうでありまして。それを警察官が来たといふことから、彼は夢中になつて逃げ出したのではないか、ここにも問題がある。警察官といふものがさうに恐れられるといふことも問題があると思ひますが、それはしばらくおきまして、とにかくそこにおるといふことが第一の誤認である。その誤認によつて誤殺したわけでありまして、ありますからわれ／＼から見ると、ここにあやまちが重なるおる。これに對して何らの責任がない。なお聞けば、その巡査は榮轉しておるといふことを言ふ人もある。これは私はわからないのであります。それはどうもいかぬのではない。今後の檢察廳の態度としても、この警察官等職務執行法が國會を通るにつぎましては十二分に確かめ、さうなことがないことを極言されて通つたいわくつきの法律なのであります。そして、その辺もお考えいただきたい。これはこれで打切りまして、檢察官がお見えになつておりますから、この前からの私の申し上げておきました八丈島の査察の調査の結果を御報告願ひたいと思ひます。

○木内府委員 八丈島關係の問題につきましては、その当時東京地方檢察廳の檢事が出張しておりましたので、東京地方檢察廳の檢事正から電報で内容の調査を命じて、その結果を持つて参つたのであります。しかしながらこの事件の調査に出張したわけではないのでありますから、日の都合もあり、

途中で一應の調べをして帰つて参つたのであります。まだ結論の報告には接してないわけでありすが、一應その者の調べた報告に基いて御報告申し上げたいと思ひます。

問題の八丈島警察署の副検事江口明の關係がありますが、本年三月二十六日に東京弁護士会所属の弁護士の渡邊俊二と、弁護士高橋義一郎の両氏が東京地方檢察廳に出頭いたしました。江口副検事に非行があるといふことを申出しましたので同月二十九日の両氏をあらためて東京地檢に出頭を請ひまして、事情をいろいろ調査したのであります。その問題になりました江口副

検事の非行といふのは、いろいろ幾つもあるのですが、第一には八丈島の淺沼彌太郎に対する百五十万円の詐欺事件について、その被害金が農民組合を通じて零細な金を集めたものであるのに、その金を返還せずに事件をやむやみにしているやうだ、事件は八丈島區檢察廳から東京地檢に移送されたかも知れぬが、とにかくこの事件の処理の経過と結果を明らかにしてくれといふのが、第一の点であります。

第二は、バスター及び薪炭供出代金六十万円に及ぶ背任事件で、すでに前に八丈島警察署に告訴したのに、その後告訴人も被疑者も一度も取調べずにあるから、この事件も前同様処理の結果を明らかにしてもらいたい。

第三は八丈島の宇津木村長が背任嫌疑で、八丈島警察署で逮捕取調べを受けたことがあるが、この事件は村長の弁解や事情等よく調べずして逮捕して、数日間強制收容をしたのは事件処理が適切でないと思はれる。

それから第四は、本年二月二十日こ

ろ、八丈島酒造所内に八丈島警察署長が地檢に運動するからといつて、無キツプで酒一斗を納入させ、その代金を拂つてないやうだ、但しそのことは江口副検事が關係しているかどうか、これはわからぬ。

それから第五は、かねて江口副検事は八丈島簡易裁判所判事室に女を連れ込んでダンスをし、それを同裁判所の芝判事が昨年夏ごろ東京高等裁判所から出張した判事に話したところ、その後江口副検事は芝判事に対して變なことを言ふと、命がないぞといつておどかしたことがある。こういうことで

それから第六は、先に申した第一と、第二、第三の事件について当局の取調べが進行せぬので、關係四箇村の村が集まつて、検事正に事件促進の上申書を出すべく決議した。ところがこれを江口副検事や、八丈島警察署長が押えて、上申書を出さぬやうにしてゐるといふこと。

第七は江口副検事は火薬で魚を取つたといふ銃砲火藥取締法違反事件を処罪せずに見のがしていること。

第八は、江口副検事は署長とともに飲食して、同席の船長をして土地の有力者に暴行をさせたといふことがあつた。この種の事件はほかにも二件くらいあるはずである。

第九は、江口副検事は署長としばしば無銭遊興をしている。こういうことがあるからひとつ調べてもらいたいといふことを申出されたのであります。今申しましたうちの一、二、三の事件は、当時それら八丈島區檢から東京地檢に移送されておるのであります。この三件捜査のため東京地檢の沼

里検事が本年三月二十三日八丈島に出張取調べ中だったので、さつそく出張中の沼里検事に対し電話でこの両弁護士のからの申出事項について、検事正から調査を命じ、同検事はその調査をいたしまして四月十八日帰郷しました。同検事の報告によると、大体次のやうなことになるのであります。前申しました一の淺沼彌太郎に対する詐欺事件は、八丈島區檢察廳で昭和二十三年五月十九日受理しまして、被疑者を取調べた後、同月三十一日に東京地方檢察廳に移送しております。また二の背任事件は、八丈島區檢察廳で同年八月十三日受理し、同年九月二十九日東京地檢に移送の処置をしておりまして、江口副検事が不適正な事件の処理をしたといふ点が認められます。

次に三の宇津木村長の菊地光遠捕事件については、八丈島支廳より宇津木村へ行政監督におもむいた際の監督報告書に、この村長に横領の疑いがある旨のことを八丈島警察署員が聞知しましたので、署長は刑事事件の捜査上必要ありとして、支廳長あてにこの監督報告書の内容を回答してもらいたいといふ文書を出しましたところ、支廳長は、この事件は行政事件だと言つて回答せず、署長は司法事件だと言つて両者が対立しておりました。結局警察側は同村長に横領罪等の相当の嫌疑ありとして、裁判所の令状を得まして村長を逮捕し、及び同村長宅等について押収捜査をいたしました。この事件は本年二月二十日、八丈島區檢察廳に送致されましたので、江口副検事はただちに被疑者を取調べて即日釈放しております。事件は同年三月四日東京地方

檢察廳に移送してござりまして、この事件の処理について江口副検事に不当の点は認められない。

次に江口副検事は八丈島簡易裁判所構内の地檢宿直室に家族とともに同居してござりました昨年夏ごろの夜、判事室で自分の妻やめいなどにダンスを二、三回やらせた事実はあるやうであります。女給を参加させたやうなことはないといふのであります。

次に、火薬で魚を取つたといふ、いわゆる重砲火藥取締法の違反事件の被疑者は眞野福太郎という男でありまして、この事件は江口副検事の赴任前すでに東京地方檢察廳に移送されておりました。東京地檢で起訴猶予処分になつておるので、江口副検事に事件の処理上の責任はないのであります。

次に船長暴行事件は、東海汽船の船長と元三根村長が酒に酔つた上で口論をした事件で、すでに示談成立しましたので、江口副検事は東京地方檢察廳の指揮を受けて起訴猶予処分を付してござりまして、これまた江口副検事に取扱ひ上不当の点はないと思はれるといふのであります。

次に、江口副検事が署長と無銭飲食をしたといふ点につきましては、八丈島の料飲店十三軒中開業のもの十軒のうち、五軒と組合長について調査しましたところ、業者はかかる事実はないと言つておるやうであります。

本年九月上京いたしました江口副検事を、東京地方檢察廳において取調べましたところ、江口副検事は大体次のやうなことを申し述べておるのであります。前申しました一と二の各事件処理については、自分は八丈島區檢で事件を受理した後、被疑者の取調べを落

ませ、遅滞なく東京地方檢察廳に移送しておるのであつて、処理上失態はない。

三の宇津木村長の事件については、警察から身柄の送致を受けて、被疑者を取調べたところ、被疑者実を認めたので、調査書を作製して即日身柄を釈放し、この事件は遅滞なく東京地檢に移送して、これまた処理上の失態はない。

四の酒等のことについては、自分は、全然関與しておらない。もつとも本年二月二十日ごろ、八丈島警察署の友利警部補が東京に出る際、おみやげとしてしようちゆう一斗を買入れ、船の便で東京に持つて行つたといふことは聞いておるが、これは檢察廳には全然關係のないことである。

五のダンスのことについては、自分は家族とともに八丈島簡易裁判所の構内の區檢察廳の宿直室にとまつておつたころの昨年夏ごろ、判事の部屋で夜七時から約二時間の間、三、四回自分のめいらにダンスのけいこをやらしたことがあるが、ダンスの会合者は自分のめいを主とし、妻と區檢の女雇い人、それから裁判所の女の雇い、登記所長の奥さん、それから芝判事の娘さんらだけであつて、自分ももとよりこれに加つておらない。主として女同士の間であつて、女給を連れ込んでダンスをやらしたといふことは全然ない。当時裁判所構内に家族と起居しておつたこと、夏の夜の氣輕さから判事室においてダンスをやらせたことについて、あらかじめ裁判所に許可を得なかつたが、このことについてはあとで判事におわびしておつた。その後間もなく、昨年夏ごろ東京高等裁判所判

事と同檢察廳事務が八丈島に出張して來られたときに、旅館の席上で判事から判事室ではダンスはやらぬ方がよいと注意されたことがあり、その数日後、芝判事に対し、旅館の席上であんなことを言われるのは困るすなど申した程度のことであつたが、それ以上判事の体面を傷つけることは言つておらぬ。いんや威嚇的なことは全然申しておらない。芝判事夫婦と自分夫婦と隣合せて住んでゐるのであつて、現在までお互い仲よく交際してゐるのである。

なお六の点については、関係者から檢察正あての事件促進方の陳情書を出すことを自分が押えたというようなことは、これは全然ない。

それから七の事件については、眞野福太郎が爆薬を拾つて自分の家を持つていたという事件で、この事件は自分の八丈島地檢に着任前、すでに前任者から東京地檢に移送してあつたもので、自分は関與してゐない。その後この事件は、地檢から起訴猶予処分にしたという通知があつた。

八の事件については、昨年十二月二十九日ごろ八丈島海岸の荷扱所で、船長森勇輔氏が酒に酔つて元三根村長山田と口論をして、山田をなぐつた事件があつたが、自分とはより現場におらず、暴行を勧めたというような事実もない。この暴行事件は、その後事件として警察から送られたが、自分が取調への結果示談も成立したので、東京地檢の檢察の指揮を受けて、本年二月二十日訴訟猶予処分にした。その他自分が船長を便嬖して他人に暴行させたというやうな事件は全然ない。

九の事実については、自分は責任以

來單獨に、または警察署長らとともに無銭飲食的行爲に出たことは、一度もないというものであります。

現在までの調査の結果によりますと、江口副檢察に両弁護士の手入れにかかるやうな非行、あるいはそれ以外、事件の不法不当の処理や、職務上の失態や、私生活上の非違の点があつた事実は認められない。ただしダンスの一件は、近く芝判事その他の関係人から事情を聴取して、これは事実を判明させることになつてゐるということでありませう。なお一、二、三の各事件は、東京地檢において大体捜査が完了しましたので、近く事件の最終の処理をする段階に至つておるとのことです。

三の事件に關連しまして、本年四月一日、八丈島警察署長から八丈島支廳長を公文書毀棄罪で告訴いたしておりました、これは東京地檢で、目下捜査中にある、この報告になつております。

○猪俣委員 大体わかりました。そこでまた事件は違ひであります。當法務委員会が調査をいたしました横濱地檢問題につきまして、その後東京の高檢の行政視察がありまして、例の後藤つき事件その他の事件をめぐりまして、東京高檢が調査に行つたはずであります。その結果はどういうことになりましたか、お漏らしいただきたいと思つてあります。

○木内政府委員 先日佐藤檢察長にお伺ひいたしましたのでありますが、何分事件が古いことであり、取調べもこの際徹底的にいたしたいというので、二人の檢察に担当させ、一生懸命やつておるやうであります。まだ最後の結論に至つていないということでありま

す。いずれきまりましたから御報告いたしたいと思つております。

○高木(松)委員長代理 ほかにもありませんか——ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔高木(松)委員長代理退席、委員長着席〕

○花村委員長 速記を始めてください。これより司法試験法案を議題といたします。御質疑はありませんか——なければこれにて質疑を打ち切り、ただちに討論に入ります。押谷富三君。

○押谷委員 私は民主自由党を代表いたします。本案に賛成の意見を申し述べたいと存じます。本案はきわめて適切妥當なものと信じますが、ゆゑに、全面的にこれに賛意を表したいと存じます。

○花村委員長 大西正男君。

○大西(正)委員 私は民主党的委員といたしまして、本案に賛成いたすものであります。本案は最も時宜に適し、かつ内容において妥當なものと信じますので、賛成の意を表する次第であります。

○上村委員 私は大体原案には賛成いたしておりますが、いろいろその後公聴会等の意見を聞き、研究をした結果、どうしても一、二点の修正が必要であると考えたのであります。なかなかその手続が間に合はなかつたので、それは撤回いたしました。ここで希望意見として述べたい。

それは科目でございます。とにかく司法科の試験は法律家の養成であるから、法律だけでいいということはいくらも単純な考え方でありまして、私はやはり司法修習生の試験というものは、國家の人材を養成するという建前から採用してほしいという願ひを持つておるわけですから、その点から見て、資格試験でなければならぬというこ

と、そしてその人材を養成するにつきましては、決して法律の試験だけでは完成するものでない。どうしても法律といふものは——結局裁判官になり、檢察事になり、弁護士になるといつても、法律の適用あるいは法律の解釈といふものは、ごく狭い範囲のものでありまして、大體いい裁判をする、いい弁護をする、檢察をよく取扱ふといつても、大體はその人間の経済生活、あるいは社会生活、この点が十分考慮されなければ、決していい裁判官になり、いい檢察官になり、いい弁護士にはならないと思ふ。ことに三権分立の新しい憲法の建前から行くと、裁判といふものが一段と高い役割を持つて來てゐるわけですから、そのときにこの裁判官が、單に法律だけを知らつた人のであつても、この社会に適應するところの社会生活、経済生活、人間の生活といふものに対して十分の理解がなければ、裁判といふものは決してうまく行くものではないといふふうに考へるのでございませう。私も過去三、四十年の間、身をもつてこの試験制度を体験し、そして司法の一員として弁護士をやつて來たその結果といふものを、ずつと見渡して見ますと、いかに裁判といふものが國家の興隆に大なる影響を持つておるかということがわかつたのでございませう。私も支那の古い言葉にありますやうに、國家は人

材を得て興り、人材を失つて滅ぶという原則を示されておりますが、まづたうその通りでありまして、日本の國家がかくも滅びたといふことは、日本に人材がなかつたといふことを証明するものであります。そして特に日本の司法官——過去の司法官であります。現在の司法官ではありませんが、過去の司法官がいかに法律の技術家であつて、政治並びに行政に押されておつて、いわばこの法律を政治家、行政官、特に軍部、あるいは資本家といふものの思ふやうに適用して來たといふことは隠れもない事実であります。その意味におきまして過去の司法官は人材でなかつた、この結論をしてさしつかえないと私は信じております。もしも司法官にして人材であるならば、ほんとうに三権分立の原理といふものをその自分の持場々々に適用いたしまして、たといふやうな行政、政治があるやうとも、ほんとうに人民のために、人民の幸福のために、そして人民の発展のために法律を適用し、おそらく私はこの戦争は食いとめることができたのではないかと思つておる一人でございませう。かの今は閉止されたところの最も言論を圧迫し、人間の思想を圧迫し、そして人民の權利を蹂躪しておつたところの法律はすなわち治安維持法であります。しかしながらあの治安維持法といふものは、解釈によつてはいかにやうにでも解釈ができたのでございませう。私は現にその治安維持法の解釈にあたりましては、及ばずながらいろいろの立場からして弁論をし、主張をしたけれども、われわれの主張はとうとう通らなかつた。そして過去の政治家、資本家、あるいは軍部のためにつくつ

たところのこの悪い法律を、そのままをつくり裁判官が解釈してしまつた。こういうふうにして思想彈圧、いわゆる法律をまつたく死物としてわれわれ國民に押しつけて、そうして無謀な戦争の協力者となつたではないか。これが過去のいわゆる法律だけで試験されたところの司法官登用試験の總決算であつたのであります。そのときもしもほんとうにその裁判官が人材であつて、ほんとうに三権分立という立場を、侃々諤々として主張されたならば、われわれの主張もたまには通つたであらう。悪い法律でありまして、その悪い法律を人民のために、あるいは働く労働者、農民、一般市民の利益のために解釈されたであらうと思うのでありますが、ほんとうを言うと、ただのりますが、そういう立場からして判決が下されなかつたのでございます。惡法を惡法としてそのまま適用してしまつて、そうしてなお立法者においては、こういう治安維持法は社會運動には適用しない」と當時の立法者が言つておつたにもかかわらず、しまいには社會運動者だけに適用したという裁判の事實もあるのであります。これらはすべて法律の技術家となつてしまつたところの結果である。そしてその根本は法律だけの試験をして、そこで裁判官がいわゆる非常識、非社會的、こういう非難の的になつた。ある弁護士などは裁判官の化石化を主張して懲罰になつたこともあります。そんなわけでありまして、國家の一部分、すなわち三分の一を担当するところの司法官は、決して單なる法律の技術家であつてはならないといふに私どもは考えます。いろいろ言へばたくさんあります。

けれども、趣旨はおわかりだと思えますから省略いたしますが、その意味において私が痛感しておることは、裁判官だからといって法律だけの知識ではないといけないことを、私は身にしみて頭の中にこびりついておるのであります。しかしながら私はそのこしらえた法律の弁護をするだけの立場でありまして、この立法院に参じたのは今年が初めてであります。この試験問題の法律にぶつかつて、私の所信を述べることはまた私の義務であるのであります。しかしながらこれが修正案として出されなかつたということはまことに遺憾であります。しかし意見だけを述べまして、どうしてもこの項目の中に必須科目として少くとも経済学というものを一項加えていただきたい。受験者にははなはだお氣の毒かもしれませんが、しかしながら將來の國家の人在登用のためには、その学生の苦しみもまたしかたがないと私は思う。でありますから、そういうことに思いをいたたして躊躇する問題ではない。だからしてどうしても必須科目として少くとも経済学、人間が社會的生活をしておる以上は、経済学がどうしても必要である、それは大學だとか何とかで教えるというが、それはそれである。これは法律として科目を要求する以上は、どうしても経済学を入れるべきである。いわゆる経済の問題がわからなければ決してよい裁判はできない。いろいろ民事の争い、刑事の大部分の犯罪はみな財産罪であり、財産的争いである。そうしてそれがみな経済問題から來ておる。社會生活、經濟生活に対してこの知識が裁判官、檢察官、弁護士にいらぬということはないわけであ

る。そうしてそれを必須科目にして、選振科目といたしましては一番しまいに社会学を一科目つけてほしい。そうしてとにかく裁判官の法律適用の前提となるところの社会的現象に対する十分の認識力を與えるということであれば、ほんとうの裁判、檢察、弁護ができない。そういう意味におきまして私修正意見を持つておつたのでございます。それから資格試験であります。今度は所轄は最高裁判所にするということとは、これはやはり私は公聴会を開いたりしまして、初めは賛成の意見を持つておりましたが、結局考えてみますと、裁判所法の司法修習生の試験であります。これはその卒業試験、そういう試験はやはり裁判所で管轄しておるのであります。これらはやはり一括して最高裁判所にまかすという議論は、この裁判所法の段階においては正しいと思えます。それでそれを修正したかつたのであります。どうかそういう意味におきまして、よろしく御審議を願います。

○花村委員長 猪俣浩三君。

○猪俣委員 社会党の一致した意見を申し上げます。今上村委員の説にもわれ／＼同感するもの多々あるのであります。この法案はどうしても今議會を通過せしめなければならぬ必要があると思うのであります。でありますから改正はまた他日に譲りまして、今として私も原則としては資格試験が妥当であるという見解であります。そうして資格試験が妥当であるならば、その管轄は法務廳であるべきです。採用試験ならば裁判所という問題も起りますが、資格試験が妥当であるとすれば管轄は法務廳でやる。これが理論が一貫すると考えます。ことに高

等裁判所にあまり司法行政をたくさん
持ち込むことはどうであらうかという
考えもありますので、私は原案に賛成
をいたします。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 これにて討論は終局い
たしました。よつてこれより採決を行
います。原案に賛成の諸君の御起立を
願います。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立多数、よつて本案
は原案の通り可決されました。

なお委員会報告書の作成に關して
は、委員長に御一任願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 なお法務行政に關し、
法務總裁に対する田嶋好文君よりの質
問通告があります。これを許します。
田嶋好文君。

○田嶋好文委員 それではお許しを得
まして、私から法務總裁に一、二點質
問をさせていただきたいと思ひます。
きよう私が質問を申し上げますこと
は、責任上から申し上げますと、直接
法務總裁の責任には入らない問題かも
存じません。本日は私は法務總裁を内
閣の最高法律顧問たる地位において質
問を進めて行きたいと思うのでありま
す。事案の内容は、もはやあまりにも
有名になり過ぎた事案であります。そ
れは昨日各新聞に麗々しく書かれまし
た吉村事件の証人として呼ばれました
渡邊証人が、参議院の喚問を受けてか
ら後、自殺をしたこの事件であります
す。私たちはこの新聞を見まして、非
常に複雑な感情にかられたのでありま
す。それは渡邊氏が、かつては日本の
勇士として戦地に歴戦を、かくく
たる名譽を持ちながら、命を全ういた

しまして内地に帰つて参つたのであります。戦地に死ぬべき所を得ずして、内地に生を得たこの青年が、遂に参議院の在外同胞引揚特別委員会の喚問を受けるに至りまして、自己の生命を失つたばかりか、この渡邊一家というのは、破滅に瀕するまことに氣の毒な状態に陥つたのであります。これを社会的な悲劇と言わなくて何と申しましようか。私はこれに越した社会的な悲劇はない。まことに渡邊氏に対して同情の意を表するものであります。

そこで問題になりますのは、この渡邊氏を呼びましたのは、憲法の六十二條に基きますところの参議院の権限によつたものと本員は考へるのであります。憲法の六十二條には「両議院は、各々國政に関する調査を行ひ、國政調査を兩議院が行えるのであります。おそらく参議院も國政調査の目的によつて、この渡邊証人を調べたものと思ふのであります。だが眞偽は別といたしまして、この新聞記事を通覽いたしまして、本議員が特に痛感いたしますことは、はたしてこの渡邊氏の吉村事件の取調べが、國政調査の範圍に属するかどうか。新聞記事の内容による」とこれは國政調査を邊脱して犯罪捜査の面に重点を置かれ、しかも考えようによつては、司法裁判所の範圍にまで食い入つておるおそれがある、非常ににそうしたことが痛感されるのであります。従つていかに憲法と申しましても、やはり憲法の各條項には、一定のわくがなければならぬのであります。ここには國政調査の範圍というもののものが、重大なる問題となつて浮び上つて参るのであります。これが無制限であるべきはずはない、こう本員は考へる

のであります。従つてここで内閣の法律の最高顧問である法務総裁から、憲法六十二條に基く國政調査というものの範圍をお聞きしたいのであります。その次に、範圍をお聞きしますと同時に、こうした渡邊証人の取調べが國政調査の範圍に含まれるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○田嶋國務大臣 参議院におきまします、ただいまお話の事件の取扱ひ方は、外観より見ただけではわかりませんが、たとひ多少行き過ぎではないかと考える点があるといひました。これを憲法の解釈といひました。六十條の限度を逸脱しておるものであると断定することはできないのであります。しかもこれは國政調査に当られまする國會の各院がみずから決定されることでありまして政府といひました。何らかの見解はありまして、これを國會の権能の運用に何ら干渉しめることはできないのであります。但しその國政調査の結果あるいは告発等のことがありました場合に、法務當局は、また独自の見解をもつてこれに對処し得ると考えておるのであります。○田嶋(好)委員 この自殺をいたしました渡邊証人に対する新聞記事を読んだ参りますと、参議院の渡邊証人取調べの手續上に、本員は非常に違法的な行為があつたのではないかと考えるのであります。

(委員長退席、高木(松)委員長代理席)

と申しますのは、証人の喚問には、第四條によりまして、民事訴訟法の二百八十條と二百八十一條、これが準用せられることになつておるのであります。民事訴訟法の規定を準用するとい

うことは、とりもなおさず渡邊証人の場合には當然に拒否権があるわけでありまして、証言をしないという権利を持つておるのであります。おそれなくこの渡邊証人でも自殺するくらいに考へがある人であれば、その拒否権の内容を参議院がよく説明しまして、そうしてあなたは利害關係を持つ人間として、當然に証言を拒んでもいいのだ、陳述しなくてもいいのだということ、懇切丁寧に話してやれば、われわれが裁判所で経験をしたしておりますようにやれば、渡邊証人もむりをしなかつたのではないかと、こう考えられるのであります。もし参議院がこうしたことに對する手續をしておつたといひます。ここには違法があると思ひます。仮定論に立つておられますが、違法があると思ひます。こうした違法のもとに、この証言が生れたとした場合、参議院の責任はどうなるのでございましょうか。これは参議院に聞いてみなければわかりませんが、聞く由がありませんので、もしそうした違法のもとに行われた証言であるといひましたならば、参議院の責任といふものはどうなりましようか。

○田嶋國務大臣 具体的な事實は、一層よく調査をしてみなければ何とも断定いたしかねますけれども、新聞等に現れておるところによりますれば、参議院のおとりになつたやり方は、必ずしも適切ではなかつたのではないかと考へる点もありませんけれども、これもその適否は参議院自身がお考へになることでありまして、政府といひました、何らこれに容喙する余地がないのであります。

○田嶋(好)委員 そこでさつきも申し上げましたように、きょうの法務総裁には、法務総裁としてのお問ひでなくして、法律的な解釈をお伺ひしたい、こう思つておるのであります。今の参議院が違法の手續によつて証人が証言しておつたものとするならば、参議院に法律的な責任があるか、このういふことをお伺ひしたいと存じます。違法を参議院がしてもいいということにはならないと思ひます。そうした違法を犯しておつたとした場合に、参議院にはどういふ責任があるか、これは法律的な立場から御説明願ひたい。

○田嶋國務大臣 参議院の参議院として行動いたしましたことが、適法であるか違法であるか、これまた参議院御自身がおきめになるほか道がないと思ひます。議院が自己の運用せんとする法律をみずから解釈し、これを適用いたしました場合、その行動の適法、不適法はこれは議院の自主性によつて判断をするほかには道はないと思ひます。

○田嶋(好)委員 それと同じようなことになりまますが、今のようないふことになりますと、國政調査等の場合、議會は國民に對してまことに切捨て御免で、法律的な責任を負われないといふことになりまして、何だかわれ／＼にも了解ができない点が生れるのであります。それと同じようなことで、新聞記事を見ますと、渡邊が偽証で告訴されるといふことをラジオが放送し新聞に書かれた。そこで渡邊はびつくりして絶死したといふように報道されているのであります。まさかラジオなり新聞なりが参議院の発表なしに告訴されるということをお報道することもないと思

う。おそれなく参議院が渡邊を偽証で告発するといふことのお意思を漏らしたために、ラジオが放送し、新聞が取上げたものと思ひます。こうした場合、当然にわれ／＼の人權が蹂躪せられ、大変な名誉毀損にもなる問題がおきると思ひますが、本人が名誉を毀損され、人權を蹂躪され、ついに死に至るまでというふうな場合、これも責任はどうしてとられるでしょうか、同じような問ひになるかもしれません。

○田嶋國務大臣 参議院の責任を問う道は國會自身以外にはないと思ひます。これは國會自身以外にはないと思ひます。しかしただいまの偽証をもつて告発した場合に、具体的に言ひますれば、その場合に法務當局はいかに取扱うか、こゝういふ問題はあります。しかしこれも具体的に調べねばわかりませんが抽象的な問題として一應考へてみますならば参議院におきまします証人の宣誓及び証言等に関する法律は、やはり憲法第三十八條第一項の規定のもとに解釈運用せらるべきものと考えております。従つて証人として議院におきまして証言を求められた者が犯罪を犯した者である場合には、その者に對しまして憲法第三十八條の解釈上刑罰をもつて眞実の供述を強要し得ないと思ひます。従つてかりにその者が宣誓の上自分が刑事上の処分を受けるに値することを犯しているといふことを供述しませんが、違法性は無い。証人の宣誓及び証言等に関する法律第六條によりまして処罰はなし得ない、こう考へております。これは憲法第三十八條が前述のごとき基本的人權を保障しているからであつて、これは刑事訴訟法の規定等とあわせ考へるべきであると思

います。

○田嶋(好)委員 法務総裁の御答弁をいたしましたは、それ以外にないと思ひますが、しかし今の御答弁にもありませんように、われ／＼も参議院は違法を重ねておるよに考へます。法律を無視してやつておるよとまで考へられる。こうしたことに對しまして無責任であつては、やはり國政の運用にはならないと思ひます。そこで無責任にならないで、そうして法を守つてこつたことをやるよに、兩院とも何かの処置を講ずる必要があると、法務総裁はお考へにならないでしよか、なか／＼むずかしい問ひになります。

○田嶋國務大臣 これは非常にむずかしい問題であります。大きく申しますれば、憲法を運用することの能否いかんの問題で、これは何といひましたも國會御自身が考へになつておきまになる以外に道がない。私は日本の國會が決して間違つた運用をなさるはずはない、たま／＼新しい憲法でありますがために、ときにはこれを逸脱することときとありたいと思ひますが、將來におきましては、必ずつばな運用をされるものと期待いたしておるわけでありま。さういふ心配をする必要はないよに考へております。

○田嶋(好)委員 ありがとうございます。

○眞鍋委員 私は必ずしも法務総裁のおいでを願わなくてもよいのでござい。御用がおりたならば御退席願つてもけつ／＼なのであります。実は昨日國家地方警察本部長官を本委員會に出席を求めまして、地方公安委員の権限についてお伺ひいたしました。が、一向要領を得ませんでした。法務廳

の長官に対して質疑をいたしたいと考
えます。事件は簡単なものであります
が、全国的な自治警察の研究課題と
なると思ひます。私は徳島縣でありま
すが、徳島縣下において話題をききわ
け、事件の発生以来派生的な問題が
発生したとして、今日まで半歳を
経過し、今なおその解決を見ざる間
題なのであります。事件は徳島縣國
府町において、町長派と反町長派と
にわかれ、これが原因となつて町長
派の中部落の青年が、反町長派の府中
部落の青年並にお祭りに出ず屋台に
対し、昭和二十三年十月十九日、氏神
祭礼当日けんかをしかけたのでありま
す。この計画がうわさに上り、警察署
長はこれを憂慮いたしまして、両部落
の神社總代を招致して注意を與え、警
告を發し、当日は警官を派して適當な
処置を講ずるから、万一の場合は總代
も警察に協力して欲しいとのことであ
つたのであります。府中部落の側か
らは、極力回避を誓ひ、なお当日の朝
念のために青年二名を派遣して中の青
年に対し、事なきよう懇請を兼ねてあ
いさつをせしめたのであります。が、当
日何らの原因もなく中部落よりけんか
を賣りかけて参りました。府中の屋台
は、はやし台に登つてゐるはやし子た
ち五名をおろして待避せしめ、百數十
名のかつぎ手は道路のわきに待避をし
たのであります。一方中部落屋台は
無抵抗の府中側に対して、傍若無人に
激突数回、リッターの指揮に従つて府
中の屋台に多大の損害を加えたのであ
ります。この事實は臨監の警官も現
認し、かつ警察署として事前に注意と
警告を發し、そして責任上周到なる処
置を施してゐたのであります。府中部
落といたしましては、ただちに現場に

おいて警官が鎮座し得ずと警察の無氣
力、無責任をなじつて、口頭をもつて
大いに訴えたのであります。本件に対
しましては、すでに法務廳において陳
情書が到達してゐるはずであります。
つきましては、これに対する御意見も
定まつておられると存じますから、こ
の際明確なる所見とその対策を伺うこ
とができるならば仕合せに存するの
であります。ここに陳情書があります
から、一應読み上げます。

(高木(松)委員長代理退席、委員
長着席)

陳情書

一、自治警察署管下の治安維持の責任
の所在について

昨年警察制度に大なる変革を來し、
警察の民主化を見るに至つたことは、
吾人の歡迎するところでありました。
しかしながら警察の全機能をあげての民
主化といへども、それにはおのずから
その制度並びに職務権限の内容に限境
のあるものと思はれる。すなわち警察
の民主的あり方として、公安委員會の有
する権限は警察の運営と管理である。
この運営は主として行政面及び警察人
事等に関するものであつて、犯罪捜査
のごとき司法権に属する事項は、公安
委員會が選任したる自治警察署長が、
直接の責任においてこれを行使すべき
ものにして、公安委員會は犯罪捜査の
権を直接に有しないものと思はれる。
今仮に犯罪捜査の権までも公安委員會
が有するものとするならば、それは司
法権を行使すべき自治警察署長の選任
権の内容に含まれてゐる、すこぶる漠
然としての間接的のものであると解せ
られるのが妥當であると思はれる。し
からざれば犯罪捜査についても、自治

警察署長は公安委員會の隷屬下にあつ
て、公安委員會の指揮により司法権の
行使をなさざるを得ない結果となるの
である。かくては、自治警察に責任を
有する署長の上にさらに公安委員會が
あるにおいては、署長たるの責任を完
全に果し得ない場合が往々にして生ず
るであらう。かくては署長はむしろ無
用の長物たるの感を抱くのであると言
うもあえて過言であるまい。いわんや
三名の委員により組織せられた公安委
員会なるがゆえに、犯罪捜査にまで常
に會議制をもつて臨まんか、事態急を
要し、あるいは秘密を保持すべき犯罪
捜査も、時として長蛇を逸するのにおそ
れなしとしない。ことに公安委員會は
合議制なるがゆえに、たま／＼意見の
対立を來すこともあらう。この場合三
名中委員長一名残り、二名の委員が意
見の対立を見たとき、委員長の裁決に
より右とも左ともなり、その結果は、
見方により合議制もまた委員長の独裁
制に等しい結果となるのである。しか
して公安委員たるものかならずしも司
法権の運営上専門的長識を有するもの
とは認めがたいのであります。

一面國家地方警察の長と自治警察の
長とのことも、一應考慮を要するので
ある。すなわち司法捜査権においてそ
の権限ないしは責任に大なる差異を生
ずることを、公安委員會に犯罪捜査の
権ありとすれば、当然の結果として自
治警察署長の司法捜査権の発動抑止も
あわせ有するのである。ここに實際問
題としてわが國府町の公安委員會は
(全会一致にあらず、三名中二名)公安
委員會に犯罪捜査権もその権限内にあ
りとして、自治警察署長に対し捜査権
の中止を命じたのである。ここにおい

て自治警察署管下における眞に治安維
持の責任は果して何人に帰属するや、
はなはだ疑わざるを得ないのでありま
す。この点に關し責任の所在は公安委
員会なりや、自治警察署なりやを明確
にお示しを願ひ、將來われらの向うと
ころを明らかにしたい。

本年二月十九日附徳島新聞所載記事
中「最高檢察廳では公安委員會に捜査
権なし、また徳島地方檢察廳も同意見
である」と福田次席檢察の談話的發表
があつたが、國府町公安委員會は見解
の相違として、自説を曲げないのであ
りますことは、治安維持上國家的見地
よりしてまことに見逃せない重大事項
であると思はれるのであります。

一、事實問題

イ、屋台の被害に關して昭和二十三年
十月十九日當地大御和神社例祭の執行
せらるるにあたり、その事前に國府町
自治警察署長は、同署管轄内の府中、
中部部落(ともに同神社の氏子にし
て、慣例によりそれ／＼の部落ごとに
屋台を出し神に奉仕する)の神社總代
の出署を求め、公安と道路取締り上の
見地よりして、当日の屋台責任者を選
定の上届出方の注意と警告を發せられ
たのであります。そこで府中部落はこ
の指示に従ひ、屋台責任者の届出とど
もに、進んで当日万一分争等の生ずる
おそれある場合は、屋台乗子を待避せ
しめるとともに、一切は傍觀的態度を
もつて紛争のうちに外にあることを、口
頭をもつて同署長に誓約したのであり
ます。しかし國府町自治警察署長が
事前に屋台責任者の届出を指示せられ
たことは、同署長としてはすでに両部
落間の屋台に關し、紛争の生ずべきを
察知せられておつたものと思はれるの

であるがゆえに、この紛争を未然に防
止すべく行政的措置をとられたことは
當然であり、またわれ／＼としてもせ
つかく注意警告に対しては、特に円滑
平和なる行事こそ神に奉仕するものの
心構えでなければならぬ。しかるに
相手方部落は、せつかくの署長の注意
警告もこれを無視するのみならず、かえ
つて祭礼当日の朝に至つてそのうちの
一人が警察署に出頭して「今日わが部
落民がいかなることをなすも、檢束ま
たは捕縛をかけたらしら承知しない」と
申し出、在署の巡査部長より厳しく訓
戒せられた事實もあるものであります。
しかししていよいよ神輿渡御の前驅とし
てわが部落屋台が縣道路(神輿御成り
道の一方の終点)に待避中、何らの原因
もないのに、中部部落屋台が突如として
わが部落屋台に対し、數回にわたり激突
を加えたのであります。がためにわが部
落の屋台は多大の損傷をこうむるに至
つたのであります。しかしわが部落の
屋台関係者一同は、先に警察署長に誓
約せしことを忠実に実行に移したので
あります。このことは現場に臨監せら
れし國府自治警察署在勤の巡査部長以
下數名が現認せられておるのでありま
す。よつてその夜ただちに自治警察署
長に対し、口頭をもつて事情を具し、責
任者に対する責任の追究その他善処方
をお願ひいたしておいた次第でありま
す。このできごとを知つた被害部落の
同じ氏子で神輿関係者である前町長原
田量之氏が、事態を憂慮せられて、署
長に陳情の半ばに出署せられ、事情を
聴取せられるとともに、善処方を同氏
よりもさらに要望せられたのでありま
す。その後被害部落の代表者等がほと
んど退署後に至つて、公安委員長の大

江築一氏が出署、事の成行きをこれまた聴取せられたのであります。従つて原田重之氏と大江公安委員長との出署時間差は少くとも三十分以上であり、かつ出署の事情も前記の通りおの／＼の立場においてあることは、何人といえどもこれを否定することはできません。

口、公安委員会及び公安委員長罷免問題について

國府町自治警察署長は前記届出に基づき同部落関係者を招致取調べの上、一件記録を檢察廳に送付せられるべく万般の用意を整えられたのであります。しかるにこれを知つた公安委員は、委員長病臥中にもかかわらず、急遽に公安委員会を開催して、同署長に対し、本件の不審理並びに取調べ中止及び檢察廳報告中止を議決せられ、その旨依命があつたので、同署長は爾來本件の捜査ないしは記録の檢察廳送致を見合せて在任今日に立ち至つておるのであります。本件発生當時にも、公安委員会の席上屋台事件が問題になつたのであるが、大江委員長が警察にまかしで置くよう申されたのであります。その後において川野國府町長（加害部落民）が大江公安委員長が追放者（原田重之氏を指す）と同道して警察に出入し、あるいは追放者と氣脈を通じているとかの理由により、委員長罷免の議を國府町議會に提議せられたのであります。町議會は事の重大性にかんがみ、公安委員並びに警察署長の出頭を求め、事実を審議せられたのであります。川野國府町長がいう追放と、同道警察に出入しとは前記の事実を歪曲せられたことと思われるが、証人の証言はその当らざる旨を述べられたので、

罷免問題が否決せられたのであります。しかししてこの町議會の席上藤田公安委員（加害部落民）は「中村（加害部落を指す）の有志から懇便に済ますよう」にとの依頼もあつたので云々と述べられたのであります。事態右の通りでありますがゆえに、最後の手段として公安委員会多数の力により不審理決議をなして、本事件をややむやの間に葬り去られんと思つたものと思われまゝ。しからざればこの見やすぎ一方的不法行為について、司法捜査権の發動を阻止し、円満解決の方途として公安委員があるいは個人の資格においてでも調停の勞をとり、明朗平和裡に結末を告げられてこそ警察の民主化もまたうなずけるでしよう。

ハ、自治警察署の辭職勧告と町議會について

國府町公安委員長（大江築一氏辭任、堀井義雄就任）は自治警察署長に対し辭職を勧告した。その理由は、單に心機一轉のためで、別に理由はないと申しているが、いかに人事の任免の權を有しておつても、任免にはおのずから順序あり、なかつて罷免に關しては、最も慎重を要すべきは、いまだ論ずるまでもないところである。しからざれば常に右顧左眄してその職に安んずるを得ない結果公正なるべき職務も完全に遂行しがたいのが通例である。いわんや警察官のごとき特に治安維持の重責を負ふものにあつてはなおさらであることは、社会通念上何人といへども否定せないのである。しかるを國府町公安委員会はこの最も重大なる人事の任免に關し、單に心機一轉のためとの理由においてこれを行はんとするは、あまりにも輕率であり、怪訝の念も生ずるのである。従つて國府町議會は、公安委員のこの舉を知るや、議會にその出席を求め、証言を聴取するも、依然として他意なき旨を述べられたので、公安委員その者に対し不信の再起り、ついに公安委員に辭職を勧告するの議決をなすに至らしたことは、みづから墓穴を掘るの舉に出たるの結果を見次第であると思われ。

ニ、屋台事件とその仲裁について

本件について國府町議會議長大員麻義外二名の有志が居仲停調の勞をとらるべく申出があり、わが被害部落は條件を付して調停を依頼したのである。ところが仲裁者と被害部落の代表者とが会見の席上、町議會議長である仲裁者は、その談話中に「本紛争は町政に關係しておつてなかつてむづかし」云々と言われたこともあるが、被害部落民としては何ら町政に關連性を有するものでもない。紛争は紛争、町政は町政であるといふ、紛争の單純性をもつて解決を望んだ次第でありましたが、前記の通り、公安委員会が不審理決議をなされた直後、仲裁者からも調停の手を引く旨の申出があつたのであります。

ホ、屋台事件と檢察廳について

屋台事件にからんで公安委員会が司法捜査権の發動を阻止せられたこと、ないしは最高檢察院及び徳島地方檢察廳においても、公安委員会に捜査権なしと解明せられており、また屋台事件について被害部落より捜査権なしと解明せられており、また屋台事件について被害部落より捜査権なしと解明せられておりますが、事件発生後すでに六箇月になん／＼とする今日、なお何ら調査に着手せられたことを聞かない。もつと

も被害部落よりは、さきに調査方の陳情はしてあるが、正式の告訴状は出しておらなかつたのであるがゆえでもあらうから、四月四日付をもつて新たに告訴状を提出した次第であります。ここに事実を具した治安維持上格別の御配慮をお願いするとともに、左記事項について特に明確なる御回答を煩わす次第であります。

記

一、公安委員並びに委員会に與えられたる運営管理の範圍内に事犯の捜査を命令し、中止し、停止し、檢察廳に報告を中止せしむる等、いわゆる捜査権限が含まれるやいなや。

二、含まれないとするならば、本件のごとき公安委員会の行為を匡正し、被害者を救済する方法いかな。

三、警察を政治から擁護する建前上、公安委員と町首長とが連絡の上、警察の運営管理に介在し、辭職の強要、罷免の手続等は許されるものなりや。

四、町首長が直接縣國警隊長に対して、公安委員長を帶同して署長の更迭辭職の強要等をなし得るものなりや、かつこれらは政治に關連せるものと解せられざるや。

以上であります。これは昭和二十四年の四月徳島縣東郡國府町中の大御和神社總代岸野理三郎と同じく宮北虎吉並びに屋台關係者七名から、今申し上げました通り東京最高檢察廳官、裁判所長官、法務廳總裁にあてて陳情書を出してありますので、すでにこれらの件についてお考えなり、また救済策もおありになることと存するのでお伺いする次第であります。

○殖田國務大臣 たいまお尋ねの件

はかなり複雑な問題でありまして、お話のごとくすでにその報告を受けておりますので、直接の当局者でありまする檢察長官からお答えした方が便利だと思ひますから、さうにいたしませう。

○木内政府委員 この祭礼紛争事件の告訴に対する捜査の経過については、まだその点については報告が来ておりませんから、おそろくまだ捜査中でありまうと思つてござります。なおその法律の解釈につきましては、公安委員会の運営管理の中には、捜査に關する指揮も含まれておる次第であります。従つて運営管理権を有する公安委員会は、当該警察官または警察吏員に対して、特定の犯罪事件の捜査の開始、停止、または中止等の指揮をすることができるとは當然であります。

しかしながら司法警察官は刑事訴訟法二百四十六條の規定によりまして、犯罪の捜査をいたしましたときは、すみやかに事件を檢察官に送致しなければならぬことになつておるのでありますから、公安委員会は司法警察官に對しまして、特定の犯罪事件を檢察官に送致してはならないというような指揮をすることはできないのであります。もしこのような指揮をいたしました場合には、その指揮は法律に違反するものであつて、無効であるのであります。またもし司法警察職員が特定の犯罪事件の捜査中に当該公安委員から捜査中止の命令を受けたときは、司法警察官はそれまでに捜査した限度において、すみやかに事件を書類及び証拠とともに、檢察官に送致しなければならぬのであります。

次に公安委員が不当な捜査指揮をい

たした場合の措置をいたしましては、法律上は次のような手続が考えられるのであります。その一つは、被害者その他の者は当該刑事事件を檢察廳に告訴または告発することができるといふことである。その第二は、当該市町村における選挙権者は、地方自治法第八十六條の規定によりまして、市町村長に対し、当該公安委員の解職の請求をすることができるとあります。その第三は、市町村長は公安委員の職務上の義務違反があると認めましたときは、市町村の議会の同意を得まして、これを罷免することができるとあります。

次に市町村長は、警察の運営管理に干渉することは許されないのでありますが、公安委員会は警察法第四十七條の規定によりまして、当該市町村の條例に従い、一定の事由により市町村警察長を罷免することができるとあります。

次に都道府縣國家地方警察隊長は、市町村の警察長に対し、任免権を持つていないのでありますから、法律上はこれに対し市町村の警察長の更迭、辭職を強要することはできない、かように考へておる次第であります。

○眞鍋委員 大体わかりました。事實はお手元にある陳情書同様のものを私の方に一部送つて参りましたから、読み上げました通りであります。六箇月を過ぎてもまだだいたひ申し上げたような状態であつて、檢事及び署長は、治安上公安委員なるものは捜査権はないと主張しておるのに対し、徳島縣の金谷縣國警察長と町長は、法の解釈の相違であるとして、がんとして動かないというやうな調子でありまして、一向檢事に

対しても報告をせず、事件を半歳の長きにわたつてそのままにして置いたのであります。今の御答弁によりまして、公安委員は署長の犯罪捜査中止の権限なしとは言えないやうであるし、しかし檢事がその事件を取上げて犯罪捜査をやらすことはできるのであつて、檢事は公安委員の指揮に何ら關することなく、どんなやればよいのだけれども、その檢事が一向それをやらなかつた。もつとも告訴したのは四月四日とか言いますけれども、これだけ一縣の問題となつてやかましく言つておるのに、檢事としては何らかの手を打たなければならなかつたと思ふのですが、今日まで打つておりません。けれどもこの救済策としては、民事といひましては、加害者を相手取つて損害賠償の訴えを提起することができ

る。また一方刑事訴訟を提起して、訴訟の上で相争うこともできるのみならず、今仰せになつたリコール問題ですが、これは行えばやれることもできるけれども、リコールといふことは、さういふ紛争した村ではちよつと成功しうもありません。さしたあたりいさゝか私ども考へてみますと、法律に無知なるしるうと委員が、捜査にまで立入ることとはまづたく危険である。不法なる委員なり、町長が現われると、地方の自治を破壊し、町村の自治の安寧秩序を亂して、國民は極度の不安を感じておるやうな次第であります。これらに對して、中央において今仰せのやうな対策がありとしても、その権限は大した権限がありそうにも思へません。ただ手をこまぬいていたずらに地方公安委員の急速なる發展を望むといひたしても、練達堀能の士はしかく容易

に得られるものではなく、また英米並にわが國民の常識が發達しておつたならばともかくも、今日のわが國の現状よりいひましては、なか／＼それが英米並の關係常識に國民が達するまでには相當の時日を要するとして見るに、こゝにやうな事件が頻發することになりますと、その対策の考究を必要とするのではないかと。さしたあたり今申し上げましたやうに被害者が方々にあるといひましたならば、國會といひましては大いに考慮しなければならぬ。あるいは議員を派して、その真相を確かめ、適當な処理を講ずる必要もありと信ずるのであります。どうしてこの決定は國會といひましては、州の決定はアメリカの州と日本の各縣とはよほど違つておるのであるから、これらの点から考慮してみると、今申しますやうに、民主主義はまことにけつこうだけれども、國民がそれだけ進んでおらず、また法律に無知なるしるうと委員が多数であるとしたならば、よほどこゝに對策を講じなければならぬ。この對策について法務廳總裁はさういふやうなお考へを持つておられますか、同うことができたならば仕

合せに存する次第であります。○蓮田國務大臣 まことにこもつとも御意見でありまして、この問題につきましては、政府におきましても実はいろいろ考へておるのであります。國家警察の問題、地方自治警察の問題及びそれらと政府との關係等につきまして、今日の制度は當初の民主化の目的を十分に達するに不適當ではないかと思ふ節々がございますので、目下各關係者におきましていろいろ檢討をいたしております。しかしながらこゝで

すでにこゝにやうな策があると申し上げるほどに至つておられませんので、お話のごとく大問題でありますから、今後十分研究いたしまして、いづれ適當なる対策を立てたいと考へております。

○眞鍋委員 これは委員長に御相談したらいいか、あるいは法務廳の方へお願いしたらいいのであります。地方では當時全國的にこゝにやうな例がたくさんあつたとしますと、今申し上げますやうに、地方の自治の發達を早急に望んでも望めぬ。さうするとさしあたりこゝにやうな問題をとりえて、國會から議員でも派して調査をして適當なる処置を講ずる。さうすればそれが全國的にだん／＼と廣まつて、かかる不法なことを阻止するのに大いに効果がありはせんかと思ふのが一点、もう一つはぜひこれは國會に特別の委員でも設けて、この欠陥を早く補つて、かかる場合に対処する必要があるやうに私は考へますが、いかがでありますやうか。

○花村委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○花村委員長 速記を始めてください。ほかに質問される方はありませんか。

では本日はこの程度で散会いたします。

午後六時三分散會

〔參照〕
司法試験法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕